

## 自転車走行環境整備の概要

### ■自転車走行環境の整備について

自転車は自動車と並ぶ交通主体のひとつであり、原動機付自転車を含む自動車台数に匹敵する保有台数を有するなど広く普及し、環境対策、国民の健康増進等の観点から今後更に自転車利用の増加が見込まれているところです。一方、自転車に関連する交通事故件数は事故全体の 2 割を超え、自転車乗用中の交通事故死傷者数は H7～H17 の 10 年間で約 1.3 倍に増加しています。

このような状況のもと、以下のような自転車走行環境整備に向けた取り組みを実施します。

#### (1) 自転車走行環境整備に向けた実施体制の確立

静岡県道路交通環境安全推進連絡会議専門部会（新設）において自転車走行環境整備について検討を実施します。

#### (2) 緊急対策の実施

緊急対策が必要な箇所、及び具体的な対策が可能な箇所について、「危険性の高さ」「事故発生状況」「自転車利用状況」等を勘案し、静岡県内緊急対策箇所 26 箇所を選定しました。

今後、緊急対策箇所について対策内容の検討を実施します。

#### (3) 計画的な自転車走行環境整備の推進

計画的な自転車走行環境整備として、モデル地区を選定し、具体的な対策検討を実施します。選定したモデル地区については、地区ワーキンググループを設置し検討を進めます。

国土交通省と警察庁は、自転車に絡む交通事故が相次いでいることから、全国で約 100 箇所のモデル地区を選び、車道と歩道の上に自転車専用道を整備するなどの対策事業を年明けからスタートさせることを決めています。